

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもの笑顔があふれ子育てしたくなるまち吹田

子どもは、吹田のまち全体の希望です。子どもの笑顔があふれるとき、すべての人が喜びと安らぎを実感できます。子どもたちが日々安心して生活し、自信をもって活動し、心豊かに育つとき、家庭に幸福をもたらし、まちに活気を与えます。

すべての子どもは自分自身を成長させる「育つ力」をもっています。しかし、その「育つ力」が子どもの豊かな発達（育ち）に結びつくためには、子どもをいとおしく育むやさしさをもった身近な大人、すなわち、親（保護者）や家族、地域の人や保育者等の専門職の大人と、切磋琢磨して一緒に育つ子どもの仲間が必要です。

一方、親（保護者）は、子育てに不安や苛立ちを感じながらも、子どもの「育つ力」と出会うとき、ゆっくり親として成長し、「育てる力」が育まれ、子どもへの愛情や育てる喜びが醸成されていきます。

さらに、「育つ力」と「育てる力」は、家族や地域の人々に支えられ、より豊かにしなやかに、大きく育っていきます。

吹田のまちで展開されてきた地域での子育て支援は、これまで支援を受けていた市民が、時を移す中で、支援をする側にまわることにより新しい力を生み出してきました。このような新しい力が次の力へとつながり、まち全体の大きな輪となって循環し、次世代へと手渡されていくことが大切です。

すべての子どもの育ちを尊重し、「子どもを産み育てること」が喜びや生きがいとなるよう、家庭、地域、事業者、関係諸機関諸団体、行政が協働して、子育て環境を整え、みんなが明るく笑顔で暮らせるまち吹田をめざします。

2. 基本的な視点

（１）子どもの権利の尊重

未来を生きる子どもたちが、日々の生活を笑顔で楽しみ、豊かな心を育むことは、それぞれの家庭のみならず市民全体の願いであり喜びです。

子どもは育ちの主人公であり、権利行使の主体です。「児童の権利に関する条約」（1989 年国連で採択）が成立してから 25 年が経過するとともに、日本が「児童の権利に関する条約」を批准（平成 6 年（1994 年）に発効）してから 20 年が経ちました。

「児童の権利に関する条約」では、子どもを保護の対象としてだけでなく、権利の主体として尊重するとともに、『子どもの最善の利益』の保障を求めています。日本においてはこの間に児童虐待が増え続けています。また、少子化が進行する一方で、保育需要は増え続け、待機児童は今なお解消できていません。

本市においても同様の状況にあり、この現実を踏まえ、改めて、子どもの権利に関し理解・認識を深めるよう、「児童の権利に関する条約」の周知を図るとともに、子どもたちが自己を確立し、自ら

考え判断する力や豊かな感性・人間性を育むことができるよう、発達段階に応じた良好な生育環境を整備します。

すべての子どもが、家庭の状況、障がいの有無、発達状況や社会への適応能力の違いなどにより、差別されることなく、生命と人権が尊重され、健やかに成長することが保障されなければなりません。子どもの権利が尊重される社会は、すべての人の人権が尊重される社会です。

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重され、子どもたちが将来に夢をもち、健やかに成長できるまちづくりを進めます。

（２）すべての子育て家庭への支援

国においては、平成 9 年（1997 年）に児童福祉法を改正し、保育所の役割として、「保護者の就労等で保育に欠ける家庭の仕事と子育ての両立支援」に加え、「地域の住民に対して情報の提供を行い、乳児・幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めなければならない」と定め、すべての子育て家庭を対象とした保育サービスの普遍化を図ることとしました。また、平成 16 年（2004 年）の児童福祉法改正において、相談体制の強化等子育て支援に関する市町村の役割が一層重視されることになりました。さらに、平成 24 年（2012 年）の子ども・子育て支援法において、市町村が主体となって子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることが求められています。

本市においては、国の制度に先立って、保育所は、地域の子育て支援センターの役割を果たし、さらに、子育て支援の機能を地域の児童会館・児童センターや子育て広場等にも広げてきました。

今後とも子育てをするすべての家庭が、孤独感や不安感・負担感がなく、心身共にゆとりをもって幸せに子育てができるような生活環境を一層整備していきます。

（３）社会全体で支援する子育て・子育て

子どもは、親や家庭・学校・地域との関わりの中で育ちます。また、親と一緒に子育ての喜びや楽しみを共有できる仲間や援助者が身近にいることで安心して子育てができるようになります。そのためにも「子育て・子育て」を応援する人材の確保が、重要な課題の一つです。

人は、人と出会い、つながり、自他共に認められ、自信をつけることで、本来もっている力を発揮して、自ら、ふりかかってくる問題や課題を解決するようになります。

地域での人と人との出会いを大切にして、「子育て・子育て」を応援する人材を育成し、市民、事業者、関係諸機関諸団体、行政との協働で、社会全体で「子育て・子育て」を支援する基盤づくりを進めます。

3. 基本目標

（１）質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

20 世紀末の ICT 技術革新により 21 世紀初頭からグローバル化が一層進行し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが推進される中で、子育てを取り巻く環境は、核家族化や地域社会のつながりの希薄化、女性の社会進出など様々な変化が起きています。それに伴い保育需要が急増し、保育施設の整備が緊急課題となっています。OECD（経済協力開発機構）は、21 世紀の新しい時代の人材育成の視点から、生涯にわたる人格形成の基盤としての就学前の子どもたちの育ちに着目し、幼児教育・保育

の調査をし、質改善に向けての提言を刊行しています（OECD[Starting Strong] 2001, 2006, 2012）。

国も「すべての女性が輝く社会」を提唱するとともに、子育て環境の整備拡充をめざして平成 24 年（2012 年）に「子ども・子育て支援法」・「認定こども園法」等を制定して、時代の要請に応じた保育ニーズに対応しようとしています。

本市においても、幼稚園と保育所の良さをあわせもつ質の良い「認定こども園」の普及を進めます。

（２）地域の子育て支援の一層の充実

少子化の進行と地域社会のつながりの希薄化により、在宅での子育ては、親も子も近所に仲間を見つけるのが一層難しくなり、地域の子育て環境は厳しくなっています。子どもの誕生は親をはじめすべての人に感動を与えます。しかし、「子どもの育て方」は産みの親に本能的にそなわっているものではありません。それは生活文化のひとつとして伝承されていくものです。親といえども、授乳の仕方・離乳食の作り方、遊ばせ方、保健衛生等、誰かから伝授されないとうまくこなすことができません。核家族が一般化し近くに子育て仲間が居ない環境では、親子が孤立して「育児ストレス」が容易に発生します。ちょっとした子どもの行動が虐待の引き金につながることもあります。

本市では、地域の状況に応じた子育て支援施策を充実して、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を解消するとともに、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるようにします。

（３）保育の量的拡大・確保

このまま少子化が一層進行していけば、将来社会に大きな影響を与えることが懸念されます。人口減少社会は、高齢者の年金をはじめとする社会保障制度の問題、経済発展を支える人材不足（労働力）問題等、課題が山積しています。日本では「子育て支援」は「少子化対策」として語られ、在宅の子育てを含めて「子どもを産み育てやすい環境づくり」をめざしてきました。

従来の日本の諸制度は、女性（母親）が家庭で「家事・育児・介護」を担うことを前提に成立していました。特に、子どものいる女性（母親）は、これまでは、仕事を辞めて家庭を守ることを期待されてきました。しかし、少子高齢化が進む中、日本においても「女性労働力の活用」が語られるようになりました。一方で、長期の経済不況で家計が苦しくなり、在宅で子育てをしていた母親も仕事をするようになりました。また、今世紀に入って、世界的に男女平等の考え方が浸透すると同時に、ICT 技術革新で女性が働きやすい職場が拡大したことで、男女とも個々の能力を発揮できる社会になり、子どもが生まれても働き続ける女性が増えています。そのため、保育需要が急増し、保育所不足が続いています。潜在的待機児童は膨大な数だと言われています。本市においても、待機児童解消のため、質の良い保育を提供する施設を整備して、保育の受け入れ人数を増やします。